

栄東まちづくり協議会 6 月会議 議事録

日 時：2022 年 6 月 2 日（木）18:30～20:10 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：田端、加藤、野田、近藤、江口、小澤、山内、濱田、大谷、横井、石塚、大畑

●定足数及び議事録署名人の確認

13 人中 12 人の出席で規約第 10 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立、議事録署名人は江口委員と横井委員とする。

議題：

1. 今年度の事業の実施スケジュール等について

事業実施スケジュールについて資料の通り説明した。事業計画にない新規事業については、今後地域団体と協議しながら進めていくことを確認した。

（質問、意見及び回答）

- 質問、意見なし

2. 環境美化事業（落書き消し活動）について

環境美化事業（落書き消し活動）の概要と、協議会の役割と経費及び委員が所属する団体等との契約の承認について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 落書き消し活動の資材購入を株式会社豊明堂に発注することが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- 経費が予算内に収まっているので異議はないが、金額が適正かを確認する必要がある。ホームセンターに行けば、類似の安価な資材もあるのではないか。昨年度の防災倉庫の建て替え経費は、当初の予算より高くなった。発注先の選定は協議会の責任なので、調査した上で発注する必要がある。
→選定した資材は今までの活動を経てより性能が良いと判断した物で、1 本でシール剥がしと落書き落としの機能がある。それぞれを別におうとすれば、総額が上がる場合もある。資材 3 種共、他者見積もりよりも低価格であり、送料も不要且つ期日までの納品対応が可能であり、適正価格だと判断した。

3. 地域活性化事業（池田公園夏まつり）について

地域活性化事業（池田公園夏まつり）の概要と、協議会の役割と経費について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 池田公園夏まつりにおいて、協議会で所要の経費を支出することが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- 前回夏まつりの協議会の経費はいくらか。
→前回(2019年)は第50回の記念の回で規模が大きく、映像制作なども含まれるので約310万円。その前年(2018年)の第49回は約145万円であり、それを踏まえ、今年度の予算は150万円を計上している。但し、今年度の経費には、以前は地域のスタッフで行っていたテント・檣等の設置作業を外注する費用や、今回から新たに支出が可能と名古屋市で判断がされた会議費が追加され、支出対象の経費が増えることが予想される。今後各経費の見積もりが取れ、事業予算を超える状況となれば、協議会で協議し、事業調整費からの支出可否について諮りたい。
- 夏まつり当日は大変暑いので、体調を崩す心配がある。町内会の方に手伝ってもらふ発想は良いが高齢の方も多く、労働力を外注できる費用がほしいと以前から協議会に打診していた。今回の経費にそれは含まれているか。
→含まれている。できるだけ地域の負担を軽減する考えである。

4. 街路灯広告枠の経過措置期間について

街路灯広告枠の経過措置期間設定における基本的な考え方を資料の通り説明し、発展会での意見集約結果(3年:「広告主の初期費用を無償掲出期間で補う期間約2年」+「広告主の心情を察する緩和措置期間1年」)が報告された。

＜審議事項＞ 街路灯広告枠の経過措置期間の設定につき、広告枠の活用方法の検討・事業の予算化・事業実施に必要な期間として、新設街路灯は3年、既存街路灯は建て替えるまで(全て建て替えるまでの計画期間概算:約7年)とすることが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

【新設街路灯】

- 広告が入っている街路灯
- 緩和措置期間を設ける根拠となる“心情”について、監査の観点からも、設けた方がよい理由をより分かりやすく整理することが必要である。
- 地域の盛り上げに協力してくれる人への配慮という視点で1年という考え方はどうか。
- 新たなにぎわいづくりとしての広告枠活用のための期間設定も検討できるのではないか。検討に1年、事業のための予算化に1年、事業実施に1年で「3年以内」という考え方はどうか。
- 街路灯リニューアル事業として、広告枠の活用方法の意見集約に1年、事業の具体化及び予算化に1年、事業実施に1年で「3年」とすると良いと思う。
- 広告主は、広告枠に広告を掲出することによる広告効果より、広告料を支払うことが地域への貢献や還元であり、それが寄附となっているという考え方の事業者が多いと思う。看板広告の効果も近年薄れてきている状況もある中、地域へ協力するという意味合いで広告料を支払い、広告掲出している。

- 地域の立場から言うと、広告主に納得してもらいたい。その期間をどうするかが一番の問題であり、建て替え時期によって支払った広告料も異なるため、広告主によっては支払い金額の総額を加味して期間を設定してほしいという要望が出ると思われる。しかし、そのような要望に個別に対応することは難しく、複数の町内会の街路灯に広告を掲出している広告主もいるため、一律の期間を決定し、既存街路灯から新規街路灯に建て替えた栄4丁目の当該町内会は共同し、同じような文書で全広告主に発出することが肝心である。

➤ **広告を入れていない街路灯**

- 空き枠となっている広告枠の取扱いについて、3年後のリニューアルまでの間、企業や店舗等の広告ではないもの、例えば文字等を入れることはできるのか。何を入れたいかの意見を集約し、言うことは可能か。
→できる。空き枠をどう活用するかは広告主ではなく、協議会で協議し決定するものである。本件は7月の協議会で議題とし、協議を進める。

➤ **2022年度以降に新設する街路灯**

- 2022年度の新設街路灯は広告枠なしモデルとすることを2021年12月協議会で審議したが、今回の協議会で決まった広告枠活用の措置を踏まえ、どのように対応するのか。
→7月協議会で協議する。
- 2022年度以降に新設する街路灯は広告枠が無いモデルとなる。広告枠を活用したにぎわいづくりを栄4・5丁目全体で行う場合、新設の際に白紙の広告枠をあえて付ける考え方もあるか。
→余分な経費が必要になる。それを抑えると他の事業に使うことができる。

【既存街路灯】

- 広告枠を消す経費もかかるため、古い街路灯は新設街路灯への建て替えまで無償掲出期間としてほしい。
- 可能なら街路灯の整備事業費を調整し、目標期間を定めて建て替えを進めていくのはどうか。
- 新設街路灯と同じく、既存街路灯も経過措置期間を3年にすることはできないか。
→街路灯設置の経緯が異なるため、できないと思う。現在は全て協議会の所有となっているが、広告主の中には移管された街路灯が協議会の所有物という意識が無い人がいると思われる。また、広告提出している事業者がすでに居なくなっていたり、事業者自身も広告掲出の経緯を把握していない場合もある。町内会から協議会へ街路灯を移管する契約書及び移管に伴う道路占有許可申請者の変更はあるが、町内会と広告主との契約は把握していない。
- 所有権の認識について、協議会の所有物であることを認識していない広告主がいる場合は町内会と広告主との話し合いで解決する。
- 栄5丁目の街路灯建て替えの事業期間を決めた上で進め、建て替えるまでの数年間のみ無償掲出期間とするのが理想ではないか。
- 概算でどれくらいの期間で全ての既存街路灯が建て替えられる予定か。
→概算で約7年である。

【新設・既存街路灯 共通】

- 広告枠の活用が、例えば標語等、防犯対策や災害対策につながると良いのではないかと。にぎわいづくりや地域に貢献するための街路灯広告枠として有効活用するという方法もある。活用方法を今後協議したい。
- 何年間で全てやりきるという目標を設定する考え方もあるが、それぞれの開始時期を決めるという考え方もあるのではないかと。準備や意向確認の期間を設けた上で、広告枠の撤去や活用の実施時期について、新設街路灯は例えば3年目から、既存街路灯は町内会と広告主との契約関係の確認に時間がかかることを踏まえ、例えば5年目以降から順次開始するというような設定である。

報告事項等：

1. 栄東まちづくり協議会 地域団体による会議室利用規程について

会議室利用規程について資料の通り説明した。

2. 公園整備事業（池田公園トイレ維持管理）について

池田公園トイレの修繕要望箇所と対応について資料の通り報告した。

3. 名古屋市監査について

監査について資料の通り報告した。

(質問及び回答)

- 監査は定期的にあるのか。また、委員にも対応を求められることはあるのか。
→監査は今回初めてである。事務監査のため、対応は事務局が行う。

4. その他

・久屋大通公園の再整備にともなう調査について

久屋大通の南エリア（錦通～若宮大通）の再生の検討に伴い、6月中旬～7月中旬に、光の広場のモニュメントの調査を行うこと、調査のため足場を組むが、矢場町駅の地下通路及び地上へ上がる階段は通行可能であることを説明した。（住宅都市局）

(意見)

- 南エリアの再生の内容が決まったら、また説明をしてほしい。

・池田公園夏まつり・栄東地域懇話会について

池田公園夏まつりと栄東地域懇話会について案内した。（栄東まちづくりの会）

・次回協議会日程について

次回協議会は7月7日(木)18:30より、栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

以上